## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年 8月19日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 8月19日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 III:
 該当なし

 その他:
 6 件

	ての他: 6 件				
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考	
1	3号機	廃棄物処理補機冷却系熱交換器(B)電解鉄イオン注入水止め弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ		
2	1·2号廃棄物 処理設備	洗濯廃液系脱塩塔(A)樹脂充填(樹脂充填混合第1工程)において、脱塩塔空気抜き配管流量スイッチに誤動作(流れがない状態で動作)が認められたため、当該流量スイッチを点検・修理。	GⅢ		
3	3·4号廃棄物 処理設備	換気空調系廃棄物処理建屋排気ファン(C)モーター側軸受温度計において、最高温度表示用置き針の不良(取付け部に緩みがあり針が固定されず真下を指示)が認められたため、当該温度計を点検・修理。 なお、温度表示針は異常がなく温度監視できるため運転に支障はない。	GⅢ		
4	3·4号廃棄物 処理設備	使用済樹脂試料採取配管洗浄弁(A)軸封部において、軸封部パッキン押さえに腐食(錆)が認められたため、当該軸封部を清掃。	対象外		
5		使用済樹脂試料採取配管洗浄弁(B)軸封部において、軸封部パッキン押さえに腐食(錆)が認められたため、当該軸封部を清掃。	対象外		
6	サイトバンカ	直流電源設備蓄電池点検において、蓄電池(No.1)の電解液比重測定不可(比重計下限以下)が認められたため、当該原因調査・対策検討。	GⅢ		